2016 年 3 月

2015 年度以前入学者：「学修要覧」の変更点【2016 年度～】について

Ⅱ　本学での履修

本学での履修の仕組み

5 卒業見込	全文差替え

試験について

試験について	発表時期の変更
1 定期試験について	注意事項の追加
4 追試験について	不受験理由の追加

.成績および単位授与・認定について

5 成績発表	郵送時期の変更

台風等により交通機関が不通あるいは暴風警報等が発令された場合の授業の取扱いについて

「暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合もしくは気象等により交通機関が不通となった場合の授業の取扱いについて」に変更	全文差替え

Ⅷ　学籍

1.学籍上の氏名と住所等について

（1）.学籍上の氏名と住所等について	氏名記載書類の変更

6.卒業

6.卒業	後期卒業日

8.休学

（2）　休学の手続き等	休学事由の追加

11.転籍

（1）転籍の要件等	外国人留学生の出願資格の変更

X　学内規定

最新の規程については、本学ホームページを参照してください。

＜学部則以外＞CAMPUS WEB の『便利リンク』から「諸規程」をクリック

＜学部則＞ http://www.ritsumei.ac.jp/ss/student/

■窓口の変更■

	項目	変更前	変更後
Ⅱ本学での履修	公欠	各学部事務室	各学部事務室 （BKC・OIC は学びステーション）
	学生が学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した場合		
	定期試験について		
	追試験について		
	成績確認制度		

Ⅷ 学 籍	学籍上の氏名		各学部事務室 （OIC は学びステーション）
	二重学籍の禁止		
	休学		
	復学		
	留学		
	転籍		
	退学		
	再入学		
	証明書 （※休学者、退学者、除籍者、卒業生）		各学部事務室 （BKC・OIC は学びステーション）

全文差替え

II. 本学での履修

5 卒業見込

＜４月入学生＞

「卒業見込」とは、4 回生以上在学で、「前のセメスター終了までの修得済単位数」と「今年度の受講登録単位数（修得予定の単位数）」の合計が、各科目分野の所定の単位数を満たし、かつ「卒業に必要な単位数」（124 単位）を満たしている状態を指します。この条件を満たしている学生には「個人別時間割表」等を通じて、「卒業見込・卒業予定日」をお知らせしますので、各自で確認してください。なお、卒業の時期に関らず、上記に該当する場合のセメスターの受講登録期間終了時点で「卒業見込」の状態である時のみ、「卒業見込証明書」を発行することが可能です。

一部修正：発表時期の変更

試験について

定期試験及びレポート試験は、下記のスケジュールで実施されます。定期試験及びレポート試験の詳細は下記を参照してください。

6 月中旬（前期）／12 月初旬（後期）	試験時間割／レポート論題発表
7 月初旬（前期）／~~12 月初旬（後期）~~1 月初旬（後期）	持込許可物件発表
7 月下旬（前期）／1 月下旬（後期）	レポート提出締切
7 月下旬～8 月初旬（前期）／1 月下旬～2 月初旬（後期）	定期試験

一部修正：注意事項の追加

1. 定期試験について ＜規程：定期試験規程、学生懲罰戒規程＞

（1）定期試験受験時注意事項

① 受験に際しては、学生証が必要です。学生証を忘れた場合は、事前に産業社会学部事務室に届け出て指示を受けてください。

② 試験会場において、携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等を時計代わりに使用することは認めておらず、必ず電源を切る必要があります。これに反した場合は不正行為に準じて取り扱うことがあります。

③ 開始時刻から 20 分を超えて遅刻した場合は、受験資格を失います。

④ 開始後 30 分以上経過し監督者が認めた場合、途中で退出することができます。ただし、30 分以上経過しても途中退出できない科目もありますので、定期試験時間割で確認してください。

（2）持ち込み許可物件について

持ち込み許可物件が「自由」となっている科目でも、携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ・パソコン・電子辞書・その他情報通信機器は使用できません。また、持ち込み許可物件「辞書」の科目でも、電子辞書は使用できません。これらの機器を利用した場合は、不正行為となります。

持ち込み許可物件が「許可六法」の科目の場合、次の①～⑤の点に注意してください。

①定期試験において持ち込みが許可されている六法は指定されています。詳細は CAMPUS WEB で確認してください。

②持ち込み許可された六法であっても、字句の書き込みがあるものは持ち込みできません。ただし、ライン、マーカー、〇印、

レ印の場合は当該六法の使用を許可します。

③別冊付録（補遺・追補・追録等）の持ち込みは許可しません。

④付箋（ポストイットなど）や資料挟み込みは禁止します。ただし許可六法に付属しているインデックスシールは可とします。

⑤許可六法の複数冊の持ち込みは許可しません。

一部追加：不受験理由の追加

4. 追試験について　＜規程：定期試験規程第５条、手数料規程別表３＞

下記の表に定めるやむを得ない理由で定期試験を受験できなかった場合には、1 セメスターにつき 5 科目まで追試験の受験を認めることがあります。原則として、当該科目の定期試験実施日より前に産業社会学部事務室に申請してください。ただし、やむを得ない事情により事後となる場合は、**当該科目の試験日を含めて 3 日以内**に産業社会学部事務室に申請し、許可を得てください（申請受付は産業社会学部事務室にの開室日・時間に従います）。具体的な申請受付・追試験日程等は、セメスター毎に CAMPUS WEB で発表されます。なお追試験が認められた場合は、**1 科目につき 1,000 円**の追試験手数料が必要となります。

不受験理由	必要な証明および届出の内容
本人の病気	医師の診断書(試験日を含むもの)
忌引き(配偶者および2親等内の親族)	死亡に関する公的証明書 (死亡日から起算して配偶者および1親等は日祝日を含め7日以内、2親等は日祝日を含め5日以内を適用期間とする)
結婚式への参列(2親等内の親族。本人の式は含まない)	結婚式の案内状
災害	被災証明書
就職試験	就職試験に関する公的証明書
大学院受験	受験票
教育実習、介護等体験、博物館実習	追試験受験願に実習内容、実習期間および実習先を記入する
単位互換科目の授業・試験	単位互換科目受講・受験証明書
時刻表にもとづき運行される公共交通機関の延着	20分を超える延着時間が記載された交通機関の延着証明
課外活動	届出に対し学生生活会議の議を経て、教授会で判断する
裁判員制度	呼出状
その他やむをえない事由	届出に対し教授会で判断する

一部修正：郵送時期の変更

成績および単位授与・認定について

5. 成績発表

成績発表は成績通知表の交付により行います。成績通知表の交付は各セメスター末に行いますので必ず受領し、単位の修得状況を確認の上、次のセメスターの履修計画を立ててください。

また、成績発表と併せて履修ガイダンスを行う場合がありますので、該当するガイダンスには必ず出席してください。

なお、成績通知表は、毎年 3 月末 ~~4 月~~頃・9 月末 ~~10 月~~頃に保証人（父母）宛に郵送します。

全文差替え

暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合もしくは気象等により交通機関が不通となった場合の授業の取扱いについて

暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合もしくは気象等により交通機関が不通となった場合の授業の取り扱いは、下表の通りとします。

なお、定期試験および追試験において暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合の取り扱いは、下表と同様とします。また、「立命館大学授業に関する規程」の定めにない取り扱いを行う場合は、学長が決定します。

『衣笠キャンパスおよび朱雀キャンパスの場合』

<table>
<tr><td>休講とする場合</td><td>1　暴風警報または気象等に関する特別警報が京都市または京都・亀岡区域に発令された場合。なお、15 時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。
2　交通機関の運行状況が、次のいずれかに該当する場合。
(1)京都市営バスが全面的に不通の場合。なお、15 時の時点で運行を再開していない場合は全時限休講とする。
(2)京都市営バスが運行中であっても、京都市内乗入れの JR 西日本(大阪―草津間)、阪急(梅田―河原町間)、京阪、近鉄の 4 交通機関のうち、3 交通機関以上が不通の場合。なお、15 時の時点で 4 交通機関のうち 2 交通機関以上が運行を再開していない場合は全時限休講とする。
3　前 2 項につき授業等が開始されている場合は、直近の時限から休講する。</td></tr>
<tr><td>授業等の開始</td><td>1　次に定める場合は、下表の基準により授業等を開始する。
(1)暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合
(2)京都市内乗入れの JR 西日本(大阪―草津間)、阪急(梅田―河原町間)、京阪、近鉄の 4 交通機関のうち 2 交通機関以上が運行中または運行を再開し、京都市営バスが運行中または運行を再開した場合
<table><tr><td>時刻</td><td>時限</td></tr><tr><td>6：30 まで</td><td>第 1 時限</td></tr><tr><td>10：00 まで</td><td>第 3 時限</td></tr><tr><td>12：00 まで</td><td>第 4 時限</td></tr><tr><td>15：00 まで</td><td>第 6 時限</td></tr></table>2　連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。</td></tr>
</table>

『びわこ・くさつキャンパスの場合』

<table>
<tr><td>休講とする場合</td><td>1　暴風警報または気象等に関する特別警報が草津市または近江南部区域に発令された場合。なお、15 時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。
2　JR 西日本(京都―米原間)が不通の場合。なお、15 時の時点で運行を再開していない場合は全時限休講とする。
3　前2項につき授業等が開始されている場合は、直近の時限から休講する。</td></tr>
<tr><td>授業等の開始</td><td>1　次に定める場合は、下表の基準により授業等を開始する。
(1)暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合
(2)休講とする場合第2項の交通機関が運行を再開した場合
<table><tr><td rowspan="2">時刻</td><td colspan="2">時限</td></tr><tr><td>経済学部、スポーツ健康科学部、経済学研究科、言語教育情報研究科、スポーツ健康科学研究科</td><td>理工学部、情報理工学部、薬学部、生命科学部、理工学研究科、情報理工学研究科、生命科学研究科、薬学研究科</td></tr><tr><td>6：30 まで</td><td>第 1 時限</td><td>第 1 時限</td></tr><tr><td>10：00 まで</td><td>第 3 時限</td><td>第 5 時限</td></tr><tr><td>12：00 まで</td><td>第 4 時限</td><td>第 7 時限</td></tr><tr><td>15：00 まで</td><td>第 6 時限</td><td>第 11 時限</td></tr></table>2　連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。</td></tr>
</table>

一部修正：氏名記載書類の変更

Ⅷ. 学籍

1．学籍上の氏名と住所等について ＜規程：学籍に関する規程第 24 条＞

（1） 学籍上の氏名

国籍区分	学籍上の氏名	備考
日本国籍の学生	戸籍上の氏名	英文証明書等のアルファベット氏名の表記方法 RITSUMEI（姓）TARO（名）→RITSUMEI Taro
日本国籍を有しない学生（外国人留学生）	住民票の写し~~記載事項証明書~~または旅券（パスポート）に記載のあるアルファベット表記の氏名	氏名の表記方法 RITSUMEI（ファミリーネーム）SAIONJI（ミドルネーム）TARO（ギブンネーム）→ RITSUMEI Taro Saionji
日本国籍を有しない学生（外国人留学生を除く特別永住者等）	住民票の写し~~記載事項証明書~~に記載のある氏名または通称名	―

本学が交付する各種証明書等の氏名は、上記に基づいて取扱います。無断で学籍上の氏名を改めたり、通称名を用いることはできません。通称名の使用を希望する場合は、産業社会学部事務室に申し出てください。学部の教授会で審議の上、その使用を認める場合があります。

※通称名を使用する場合は、学籍簿および卒業証書・学位記の氏名については、通称名を記載したうえで上記に基づく氏名（本名）を併記します。なお、各種証明書、個人別時間割表、成績通知表等の書類は通称名しか記載しませんが、外国籍の学生（外国人留学生）の証明書については、旅券（パスポート）または住民票の写し~~記載事項証明書~~のアルファベット氏名を記載します。

一部修正：後期卒業日

6．卒業 ＜規程：学則第 54 条、学籍に関する規程第 21 条＞

各学部の修業年限以上在学し、各学部で定める卒業に必要な単位を修得した場合に卒業となり、学士の称号が与えられます。卒業の時期は、前述の要件を満たすと、前期は秋分の日、後期は 3 月 20 日~~春分の日~~となります（卒業式の日程は学年暦で確認してください）。

一部修正：休学事由の追加

8．休学 ＜規程：学則第 46 条、学籍に関する規程第 2～5 条、学費等の納付に関する規程第 10 条＞

（2） 休学の手続き等

①休学の申請書類

休学を願い出る場合は、所定の「休学願」（保証人連署）および継続して 2 ヶ月以上就学することができないことを証明する次のいずれかの書類を産業社会学部事務室に提出しなければなりません。

休　学　事　由	休学願とあわせて必要な書類
病気	主治医の診断書
家庭の事情	理由書
経済的理由	理由書
勤務の都合	勤務先の証明書
海外渡航（私費による海外留学、海外インターンシップ、海外ボランテ	受け入れ先の機関・団体が発行する受入証明書

ィア、その他海外での学習・研究活動)	
兵役	兵役証明書
その他	継続して 2 ヶ月以上就学することができないことを証明する書類

一部修正：外国人留学生の出願資格の変更

１１．転籍 ＜規程：学則第 42 条・49 条、学籍に関する規程第 8～9 条、学費等の納付に関する規程、手数料規程＞

（1） 転籍の要件等

転籍先学部での募集がある場合に限り、1 回生または 2 回生終了時点で以下の出願資格を満たした上で、転籍の出願を行うことができます。出願後、産業社会学部事務室および転籍先の学部における選考の上、2 回生または 3 回生の始めの転籍を許可することがあります。なお、年度途中の転籍はできません。

出願資格等、詳細については毎年度 12 月頃（9 月入学者は 6 月頃）に発行する「転籍要項」（産業社会学部事務室で配布）で必ず確認してください（転籍の募集がある学部・学科は年度によって変わる場合があります)。

【~~一般学生の~~出願資格】

2 回生に進級する時の転籍（現 1 回生対象）	1 回生終了時点で、1 回生配当の外国語科目を全科目修得し、卒業要件に算入できる修得単位が 30 単位以上修得できる見込みの者
3 回生に進級する時の転籍（現 2 回生対象）	2 回生終了時点で、1 および 2 回生配当の外国語科目を全科目修得し、卒業要件に算入できる修得単位が 60 単位以上修得できる見込みの者

~~【外国人留学生（外国人留学生入学試験による入学者）の出願資格】~~

~~2 回生に進級する時の転籍（現 1 回生対象）~~	~~1 回生終了時点で、外国語科目（日本語）6 単位および日本事情等に関する科目 4 単位を修得し、卒業に必要な単位を 30 単位以上修得できる見込みの者~~
~~3 回生に進級する時の転籍（現 2 回生対象）~~	~~2 回生終了時点で、外国語科目（日本語）6 単位および日本事情等に関する科目 4 単位を修得し、卒業に必要な単位を 60 単位以上修得できる見込みの者~~

※上記以外の要件を定めている学部・学科がありますので、転籍要項で確認してください。

※外国人留学生の出願資格については別途の要件がありますので、転籍要項で確認してください。

※~~上記外国人留学生の出願資格について理工学部・情報理工学部・生命科学部は日本事情等に関する科目および外国語科目が必修ではないため、卒業に必要な単位数のみを出願の基準とします。~~

※転籍は回生を下げて許可することはありません。ただし、理工学部、情報理工学部、薬学部および生命科学部の 3 回生への転籍は、単位修得状況により 2 回生に許可することがあります。